

中空知定住自立圏の形成に 関する協定書

平成 26 年 7 月 15 日

滝川市・砂川市・〇〇市（町）

定住自立圏の形成に関する協定書

滝川市及び砂川市（以下「甲」という。）と〇〇市（町）（以下「乙」という。）は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱第4の規定によるものをいう。以下同じ。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、相互に役割を分担し、連携しながら、人口定住に必要な都市機能及び生活機能を確保、充実させるとともに、地域活性化に努め、住民が安心して暮らし続けることができる定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（連携する政策分野及び取組内容並びに甲及び乙の役割分担）

第3条 連携する政策分野は、次に掲げるものとし、その取組内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

（1）生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）

（2）結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）

（3）圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

（事務執行に当たっての連携、協力及び経費負担）

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、前条に規定するもののほか、必要な経費が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該経費を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する経費の負担については、その都度甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は、書面によって行うものとし、これに議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があったときは、当該通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年7月15日

甲 滝川市大町1丁目2番15号
滝川市
滝川市長

砂川市西6条北3丁目1番1号
砂川市
砂川市長

乙 ○○市(町) 所在地
○○市町
○○○長

別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

（1） 救急医療の維持確保対策

取組の内容	甲の役割	乙の役割
圏域の初期救急医療体制を確保するため、休日・夜間救急診療体制を維持するとともに、圏域住民に対して救急医療知識の普及啓発を図る。	休日・夜間救急診療体制を維持するため、医師会等に委託して、初期救急医療の体制確保と圏域住民への救急医療啓発を行う。圏域における二次救急医療体制の維持確保を図る。	甲が行う休日・夜間の初期救急医療体制の維持確保について、必要な協力と応分の経費を負担する。

（2） 圏域医療体制の充実

取組の内容	甲の役割	乙の役割
圏域住民が安心して暮らせるよう、圏域医療体制の充実を図るとともに、ICTを活用するなど共有する診療情報を有効に活用し、質の高い医療を提供する。	圏域医療における役割分担の下、医療連携を強化し、病院間で相互支援を行うことにより医療体制の充実を図る。	圏域医療における役割分担の下、医療連携について、必要な協力と応分の経費を負担する。

2 福祉

（1） 障がい者福祉の推進

取組の内容	甲の役割	乙の役割
障がい者の自立と障がい児の早期療育を促進するため、地域活動支援センター及び相談支援事業所、障害児通所支援事業所の広域利用を進め、安定した事業運営を図る。	地域活動支援センター及び相談支援事業所、障害児通所支援事業所の広域利用に関する連携に努め、連携に関する調整や助言を行う。	地域活動支援センター及び相談支援事業所、障害児通所支援事業所の広域利用に関する連携に努める。

（2） 保育所広域入所事業

取組の内容	甲の役割	乙の役割
保育所の相互利用を可能とし、日常生活圏の拡大や住民ニーズの多様化に対応し、圏域の子育て支援の取組を推進する。	保育サービスの充実と連携に努め、円滑な広域入所の取組に努める。	保育サービスの充実と連携に努め、円滑な広域入所の取組に努める。

3 教育

(1) 学校教育の充実

取組の内容	甲の役割	乙の役割
個別の支援を必要とする圏域内の児童生徒に対し、教育の機会の均等を図るとともに、教育内容の充実のため各種事業を実施する。また、施設や人材の活用を図り、圏域住民のサービス向上を図る。	事業運営の充実と拠点施設の設置・整備を図る。	児童生徒が各種事業や拠点施設を利用できるよう情報提供や条件整備を行う。

(2) 国際教育の充実

取組の内容	甲の役割	乙の役割
外国語指導助手、国際交流員等の配置により、語学指導や異文化理解への情報提供を行うとともに、国際化に対応した人材育成と国際交流活動の推進を図る。	外国語指導助手、国際交流員等の有効活用を推進する。	外国語指導助手、国際交流員等の有効活用を推進する。

(3) 公の施設の相互利用の推進

取組の内容	甲の役割	乙の役割
圏域住民の生涯学習機会等の充実を図り、公共施設の効率的な利用を促進するため、公共施設の適正な維持管理・運営事業を行う。	施設維持管理・運営事業については、各自治体が行う。	施設維持管理・運営事業については、各自治体が行う。

4 産業振興

(1) 鳥獣被害防止対策の推進

取組の内容	甲の役割	乙の役割
農林業への被害防止を図るため、関係機関・団体と連携して協議の場を設け、被害状況や被害防止対策等の情報交換や処理費用の軽減に向けた手法を検討するための連携を進める。	エゾシカなど対象鳥獣の駆除などに関する情報交換や検討を行い、関係市町と調整を図り、鳥獣被害防止対策を実施する。	エゾシカなど対象鳥獣の駆除などに関する情報交換や検討を行い、関係市町と調整を図り、鳥獣被害防止対策を実施する。

(2) 地域資源を活用した農商工・観光振興

取組の内容	甲の役割	乙の役割
圏域における観光と地場産品の振興を図るため、各市町が有する観光、食、物産品等の地域資源の魅力や付加価値を維持・向上させ地域ブランドの情報を発信していくとともに、関係団体と連携し地産地消、物産振興、地域ブランドの販路拡大を図り、都市と農村の交流、観光ルートの開発やイベント等を通して農商工・観光の振興を図る。	圏域内のイベント及び物産情報等を集約し、圏域内外に向けて発信するとともに、関係団体と連携し、農商工・観光振興事業を推進する。	イベント及び物産情報等を提供するとともに、関係団体と連携し、農商工・観光振興事業を推進する。

(3) 雇用・就業支援対策の推進

取組の内容	甲の役割	乙の役割
セミナーや技能講習等を計画・実施し、技術者の技能向上を図り、通年雇用化等を目指す。	関係団体との連携により技能者等のセンター機能の充実と利用促進を図る。	技能者等のセンター機能の利用によるスキルアップを図る。

5 環境

(1) 廃棄物処理施設等の広域利用の推進

取組の内容	甲の役割	乙の役割
廃棄物等の安定的かつ効率的な収集・処理体制を推進しながら、処理施設等の広域利用を促進する。	乙と連携して、一部事務組合等における広域処理を維持するとともに、更新時期に合わせた更なる広域化も模索しながら、応分の経費を負担する。	甲と連携して、一部事務組合等における広域処理を維持するとともに、更新時期に合わせた更なる広域化も模索しながら、応分の経費を負担する。

(2) 消費生活

取組の内容	甲の役割	乙の役割
複雑・多様化する消費生活相談に対応するため、広域的な取組を推進しながら、圏域住民の消費生活の安定と向上を図る。	滝川市が設置する滝川地方消費者センターを広域的に運営し、乙及び関係機関等とも連携しながら、消費生活相談員の資質向上に努め、啓発事業の実施や消費生活相談の充実を図る。	滝川市が設置する滝川地方消費者センター又は甲及び関係機関等と連携し、啓発事業の実施や消費生活相談の充実を図るとともに、応分の経費を負担する。

6 防災

(1) 広域防災体制の連携推進

取組の内容	甲の役割	乙の役割
災害時に必要な情報の共有、迅速な対応を図るための応援体制の確立に向けて、平常時より情報交換や事業の連携を進め、広域防災体制の整備と強化を図る。	災害時における職員派遣や備蓄品・資機材・避難施設の相互利用が可能となる諸準備や共同事業の検討を進め、関係市町と相互応援体制を構築する。	災害時における職員派遣や備蓄品・資機材・避難施設の相互利用が可能となる諸準備や共同事業の検討を進め、関係市町と相互応援体制を構築する。

別表第2（第3条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

(1) 多様な公共交通の確保

取組の内容	甲の役割	乙の役割
圏域住民の移動手段の確保や利便性の向上を図るため、多様な交通手段の検討と生活交通路線の維持確保と利用促進の取組を進める。	関係市町と連携して、バス路線の維持確保と利用促進に取り組む。	関係市町と連携して、バス路線の維持確保と利用促進に取り組む。

2 道路等の交通インフラの整備

(1) 生活幹線道路の整備

取組の内容	甲の役割	乙の役割
圏域内の主要幹線道路へのアクセス道路及び生活道路の整備や改良を行い、圏域内の道路ネットワークの構築に向けた取組を進める。	関係市町と連携して、生活幹線道路の整備に関し、圏域内の道路ネットワークの構築に向けた取組を進める。	関係市町と連携して、生活幹線道路の整備に関し、圏域内の道路ネットワークの構築に向けた取組を進める。

3 交流・移住促進

(1) 交流・移住促進

取組の内容	甲の役割	乙の役割
交流及び移住促進のための施設整備及び維持管理を行うとともに、地域の魅力や移住関連情報を一体的に発信し、交流・移住を促進する。	圏域の地域資源をはじめとする魅力や交流・移住関連情報を発信する。	圏域の地域資源をはじめとする魅力や交流・移住関連情報を発信する。

4 ICTインフラ整備

(1) 行政システムのネットワーク

取組の内容	甲の役割	乙の役割
電算システムの行政事務を共同処理することにより、行政サービスの向上と事務の効率化を進めるとともに、事務経費の縮減を図る。	関係市町とともに、広域連携が可能な行政事務の共同化を検討し、その実現を図る。	関係市町とともに、広域連携が可能な行政事務の共同化を検討し、その実現を図る。

別表第3（第3条関係）

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 人材育成

(1) 職員研修及び大学を活用した人材育成

取組の内容	甲の役割	乙の役割
圏域職員の資質及び政策課題への対応力等を高めるとともに、職員間のネットワークを強化するため、合同研修を実施する。また、大学等の高等教育機関等との協働連携事業を検討し、実施する。	乙と連携して合同研修を実施する。必要に応じ、研修の講師として外部から専門家の招へいを行う。また、大学等の高等教育機関と関係市町とが協力して、企画立案した連携事業を実施する。	職員を合同研修会に参加させるとともに、応分の経費を負担する。また、大学等の高等教育機関と関係市町とが協力して、企画立案した連携事業を実施する。